

妙心寺仏殿の文政再建に関する新知見

平井俊行

1. はじめに

臨済宗妙心寺派の本山である妙心寺は、京都市右京区花園妙心寺町に所在する。この妙心寺の現在の仏殿は、棟札から文政10年(1827)に建立されたことが確認でき、重要文化財建造物に指定されている。本山の建物の中では、最も新しく再建されたものである。建立の経緯については、別表のようにまとめられ、享和3年(1803)に仏殿造替願を公儀に提出してから上棟まで24年、最終的にすべての工事が完了した文政13年(1830)まで実に27年の歳月が費やされている。仏殿造替の手斧始式を行った文化10年(1813)から数えても、すべての工事が完了するまで17年が経過している。

造替の経緯は、仏殿の小屋裏に保管された『棟札』や『仏殿造替略記』、寺蔵文書の『記録』などにより詳細に把握できるが、承応・明暦年間に建立された法堂や大方丈・庫裏のように普請関係の出納をまとめた文書の存在は確認されていない。さらに仏殿という儀式空間であるため、その後の維持管理上の修理以外、大きな改造が加えられた事実も確認できない。むしろこの仏殿について考察する際、重要な問題となるのは、前身建物との比較であると考えられる。^(注1)より具体的には、今の仏殿がどれだけ前身建物の形式を踏襲したものであるか検討を要する。前身建物の規模については、後ほど詳細に確認することとなるが、修理工事報告書の中で検討が加えられ、現在の仏殿より1割ないし2割小さかったと推定している。^(注2)

今回、絵図や古文書を再検討することにより、前身建物と現在の仏殿の関係について、これまでとは異なる知見を得ることができたのでここで報告する。

2. 前身建物の規模

前身建物の記述等がある史料には、以下のものがある。

- (1) 万治元年(1658)に狩野理左衛門によって開山300年遠忌前の伽藍の様子が描かれた「妙心寺伽藍並に塔頭総絵図」
- (2) 妙心寺第314世無著道忠(1653-1744)が記した『正法山誌』および『殿堂略記』
- (3) 天明8年(1788)に妙心寺が公儀に提出した『諸伽藍建物繪図添書』の写し

(4)寛政3年(1791)7月に寺社奉行所に提出した絵図の写し

(5)18世紀末に作成された『規式須知図繪第九』が確認されている。

外観については、(1)と(4)の絵図に現状と同じ禅宗様の桁行3間、梁間3間、一重もこし付の建物として描かれている。

さらに、(2)と(3)の文書には以下のように記述されている。

『殿堂略記』

佛殿 四方八間五尺

山門至此十八間五尺

天正十一年癸未建棟銘。月航津和尚。

『諸伽藍建物繪図添書』

佛殿 八間五尺 丸柱 礎盤

四面

瓦葺二重屋根 上ノ重 舛形 三手先 扇垂木 式軒

下ノ重 舛形 三ッ斗 式軒

兩妻入母屋造 二重虹梁 破風 懸魚

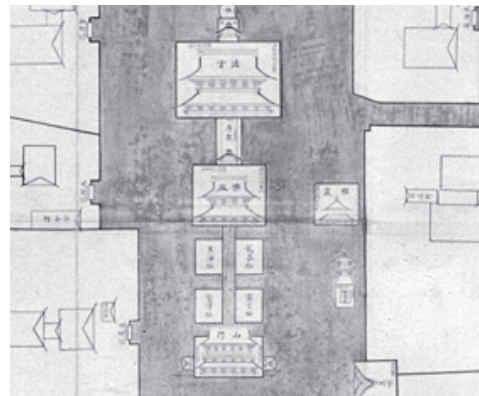
泰平束 笈形

唐戸 正面ニ三ヶ所 東西ニ二ヶ所 裏ニ一ヶ所

三方ニ金頭窓有之



第1図 万治元年(1658)の「妙心寺伽藍並に塔頭総絵図」(山門・仏殿・法堂部分)



第2図 寛政3年(1791)の7月の絵図
(山門・仏殿・法堂部分)

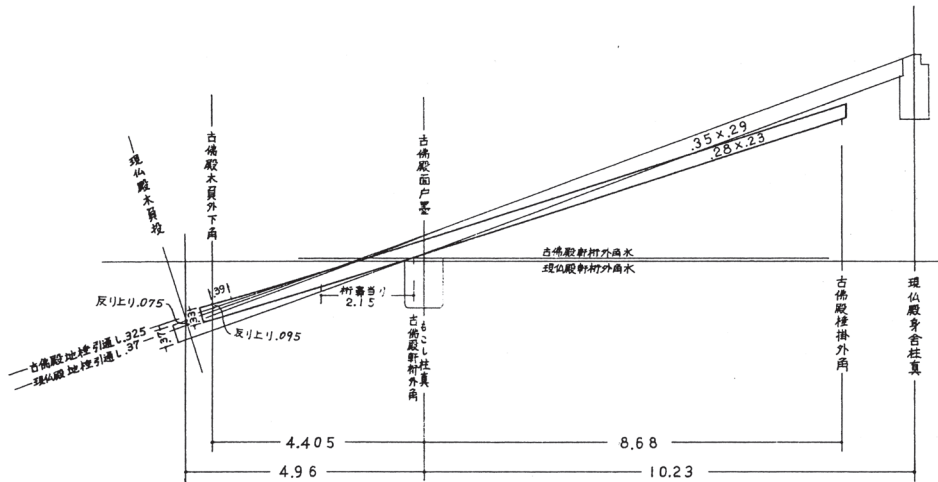
これらにより、桁行3間、梁間3間、一重もこし付である以上に垂木配りや唐戸の配置等多くの部分が現在の仏殿と一致していることが確認できる。規模についてもすべての史料が「八間五尺」と記述されている。

建物全体の大きさを確認する上で重要になるのは、1間寸法である。これらの史料に記述されている「間」とは柱間の数ではなく、一定の寸法を表す単位として用いられていると考えられる。『殿堂略記』の中で他に現存している建物から1間寸法を推定したものが付表1である。9棟の建物について東西方向と南北方向の1間寸法を推定し、両極端にある敕使門(最大値7.24尺)と輪蔵(最小値5.88尺)を除いた7棟の平均を求めた。その結果東西方向が6尺5寸、南北方向が6尺5寸2分となり、概ね1間寸法は6尺5寸としてとらえることができる。この数字を前身建物に当てはめると桁行・梁間とも57尺程度あったものと考えられる。

前身建物の規模については、修理工事報告書^(註4)の中でも検討が加えられ、修理工事の際発見された前身のもこし地垂木からもこし柱間の寸法を8尺9寸と推定している(第3図)。この寸法を現在の仏殿と同じ柱間比率、身舎中央間：身舎脇間：もこし間=1.5：1：1として計算すると、桁行・梁間の全長は以下の通りとなる。

付表1 『殿堂略記』内の建物から推定される1間寸法

建物名	『殿堂略記』の記述		実際の寸法		1間寸法	
	東西寸法	南北寸法	東西寸法	南北寸法	東西方向	南北方向
敕使門	2間半	2間	5.610m 18.51尺	4.390m 14.48尺	7.41尺	7.24尺
山門	8間	4間1尺	15.020m 49.57尺	8.050m 26.56尺	6.20尺	6.39尺
法堂	13間	10間1尺	25.346m 83.65尺	20.102m 66.34尺	6.43尺	6.53尺
寢堂	3間半	3間	6.910m 22.80尺	5.91m 19.50尺	6.52尺	6.50尺
方丈	15間	11間	29.540m 97.49尺	21.660m 71.48尺	6.50尺	6.50尺
庫院	9間	13間	17.944m 59.22尺	25.839m 85.28尺	6.58尺	6.56尺
輪蔵	6間	6間	10.689m 35.27尺	10.689m 35.27尺	5.88尺	5.88尺
微笑庵	4間	5間	8.256m 27.25尺	10.029m 33.10尺	6.81尺	6.62尺
浴室	6間	5間	11.750m 38.78尺	9.908m 32.70尺	6.46尺	6.54尺
平均					6.50尺	6.52尺



第3図 前身建物のもこし間寸法の推定(『重要文化財妙心寺仏殿修理工事報告書』から)

$8.9\text{尺} \times 1.5\text{倍}(\text{身舎中央間}) + 8.9\text{尺} \times 4\text{間分}(\text{両もこし間、両身舎脇間}) = 48.95\text{尺}$

これにより、現在の仏殿(桁行・梁間とも全長56.26尺)より1割ないし2割小さかったと推定している。

しかし、この規模は、前に述べた各史料に明記された「八間五尺」(57尺)と開きがあることから再考の必要があると考える。

3. 前身建物の規模の再検討

16世紀から19世紀に建立されたもこし付禅宗様仏堂のもこし間と身舎脇間との比率を表したものが付表2である。これによると室町時代後期から江戸前期までのもこし間／身舎脇間の比率は0.701から0.875となり、すべてもこし間寸法より身舎脇間寸法の方が大きくなっていることが確認できる。さらに、18世紀末に作成された妙心寺の『規式須知図繪第九』中の仏殿の図においても、略図ではあるが、もこし間寸法／身舎脇間寸法の比が約0.815と推定でき、明らかにもこしの間の寸法が小さく描かれている。

そこで、修理工事報告書で発見された、もこし地垂木からもこし間寸法を8尺9寸とし、もこし間寸法／身舎脇間寸法の比を0.8にとると、身舎脇間約11尺1寸2分、身舎中央間約16尺8寸7分となり、桁行・梁間の全長は約56尺9寸1分となり、資料上の57尺とほぼ一致することが確認できる。

さらに、現状の規模は桁行・梁間の全長が56尺2寸6分(17.047m)であり、現状ともほぼ一致していることが確認できる。これらのことは、仏殿建て替えの際の公儀との交渉の様子からも確認できる。『記録』の文化3年(1806)4月16日の条の「佛殿再建願武邊御聞

「濟之旨趣書」に以下のように記されている。^(注5)

佛殿再建願武邊御聞濟之旨趣書

一却後四年己巳歲當寺開山國師四百五十年遠忌御座候處佛殿及大破候ニ付繪圖面を以享和三年癸亥五月武邊江御願申上候其趣者花園法皇離宮を改御草創之道場勅願所ニ而於佛殿寶祚長久天下泰平之御祈禱申上一山之僧侶者勿論大法會等執行仕候節者諸國之末寺迄茂參集仕候儀ニ而一体堂内狹不弁理ニ有之候ニ付梁間延作事之儀御願申上候處梁間延之儀者前に被仰出候御趣意も御座候故勘弁仕桁行延し建直し奉願候處関東へ御窺有之梁間桁行共延し候儀者難相濟旨被仰渡依之當又同年十月有形之通建直し御願申上候處享和四年甲子正月十五日西奉行所曲測和泉守殿直達ニ而願之通御許容之旨被仰渡候此段申上候以上

これにより、桁行・梁間とも延ばすことができなかつた様子が把握できるが、これは単に柱間の間数の増加ができなかつたことを言っているものではなく、もこし間を含む全長寸法を延ばすことを許可されなかつたと考えるべきである。^(注6)

また、妙心寺仏殿の修理工事報告書の中では、塔頭に保存されていた前身建物の大斗と方斗についても1割ないし2割小さく造られていたことを、前身建物の規模が小さかつたことの根拠のひとつとしている。この点については関口欣也の一連の研究の中で室町時代後期に斗椽がやや小型化し、近世初期には斗椽が大型化することが指摘されていることから、単に時代的な特色であることが確認できる。^(注7) 以上のことから、現仏殿は外観だけでなく、桁行・梁間の全長で決まる規模まで前身建物と同じに造られたと考える方が、より必

付表2 もこし付禪宗様仏堂のもこし間と身舎脇間との比率

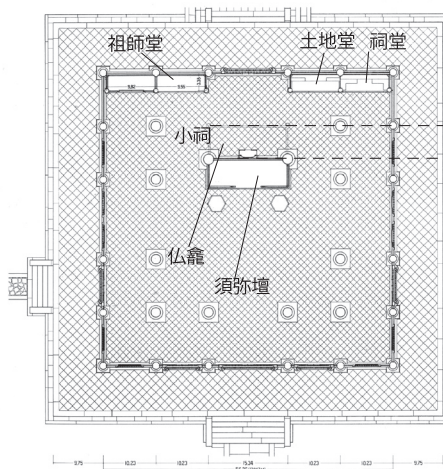
所在地	名 称	建立年代	もこし間	身舎脇間	もこし間 身舎脇間
神奈川県	旧東慶寺仏殿	永正 15 年 (1518)	1.372 m	1.704 m	0.805
愛知県	定光寺仏殿	天文 8 年 (1539)	1.561 m	2.007 m	0.777
京都府	相国寺法堂	慶長 10 年 (1605)	3.212 m	3.957 m	0.811
京都府	大徳寺法堂 (桁行)	寛永 13 年 (1636)	2.472 m	3.211 m	0.769
	(梁行)		2.472 m	3.411 m	0.724
京都府	妙心寺法堂	明暦 2 年 (1656)	3.059 m	3.496 m	0.875
富山県	瑞龍寺仏殿	万治 2 年 (1659)	1.954 m	2.605 m	0.750
京都府	大徳寺仏殿 (桁行)	寛文 5 年 (1665)	2.507 m	3.342 m	0.750
	(梁行)		2.507 m	3.575 m	0.701
京都府	泉涌寺仏殿	寛文 8 年 (1668)	2.657 m	3.536 m	0.751
京都府	建仁寺法堂	明和 2 年 (1765)	3.388 m	3.054 m	1.109
京都府	妙心寺仏殿	文政 10 年 (1827)	3.099 m	3.099 m	1.000

然性が高いことを指摘できる。

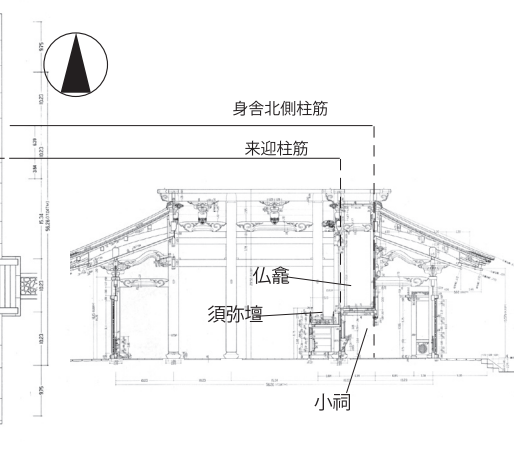
ここで現仏殿において、もこし間寸法／身舎脇間寸法の比が1となる点についても、若干の推測を加えることとする。妙心寺仏殿の文政再建には、造替願を公儀に提出してからすべての工事が完了するまで27年が経過している。この原因は、再建資金の調達が最大の理由である。もこし間を含む桁行・梁間の全長で規模が決定されるとなると、経費削減のために最後に考え出された方法として、身舎寸法を縮小することしかなかったのではないだろうか。前身建物推定身舎寸法39尺1寸1分に対して、現在の仏殿は35尺8寸となり、桁行・梁間とも3尺3寸1分(約1m)小さくなったと推定できる。これによりもこし間寸法が延びたことになるが、より構造が複雑な身舎寸法を小さくしたことにより、一定の経費削減に繋がったと推定できる。

次に内部空間についての比較を行う。これについても、『規式須知図繪第九』中の仏殿の図に内部の様子が描かれているほか、『殿堂略記』にも安置像等の記述が確認できる。釈迦像を安置する仏龕の背面壁の位置は、床面から8.75尺(約2.65m)以上の高さであり、身舎北側柱筋と揃えている。しかし来迎柱は身舎北側柱筋より6.39尺(約1.93m)南側に寄せられており、柱間の北面には人の目の高さふあんいんしゆく(注8)に普庵印肅の位牌を祀る小祠が設けられている。

さらに北側もこし部分に脇壇が設けられ、東から1間目を祠堂とし、中央りていに(注9)に利貞尼の位牌、その周りに祠堂忌を行う檀超の位牌が並べられていた。東2間目は土地堂とし、東に大権修理菩薩、西に祠山張大帝と中国伝来の諸神を祀った。さらに西から2間目は



第4図 現在の妙心寺仏殿平面図



第5図 現在の妙心寺仏殿断面図
(身舎屋根を欠く)

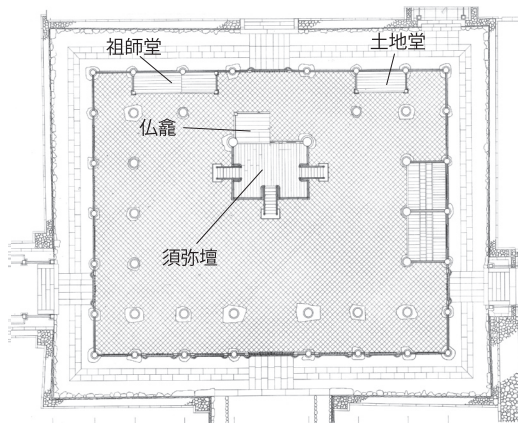
祖師堂とし、中央に初祖(達磨)、西に百丈禅師、東に臨濟禅師の像を安置している。西から1間目については脇壇の存在は確認できるが安置されているものの記述はない。また前3カ所の前面には卓が置かれ礼拝空間と認識されているが、後者(西1間目)部分には前卓は置かれていないことから、礼拝のための空間としては考えられていないことがわかる。

一方、現在の仏殿においても、内部の配置は一切変更されていない。西から1間目の脇壇には引き開けの扉が設けられ、普段は開山像が保管されている。この像は、開山忌の際法堂の須弥壇上に移され、行事に利用されているものである。

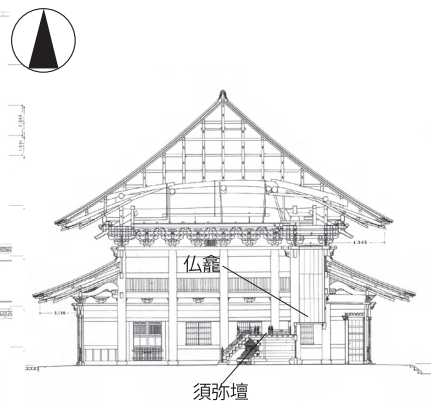
以上のように確認すると、前身建物と現在の仏殿とは、内部配置についても全く変更が加えられていないことがわかる。

また、妙心寺の前身建物と同様に仏殿兼用の法堂の例としては、慶長10年(1605)の相国寺法堂(重要文化財)や明和2年(1765)に再建された建仁寺法堂(京都府指定文化財)がある。両寺院の法堂とも、桁行5間、梁間4間、一重もこし付の規模をもち、北側もこし部分には東に土地堂が西に祖師堂の脇壇が付属していることが確認できる。^(注10)さらに、須弥壇には、住持の上堂の際に必要な、階段が三方に設けられているが、仏龕部分は来迎柱から北側に張り出すように造られている。このような構造は、仏殿と法堂の両機能をひとつの仏堂で持たせるための合理的な構成であると考えられ、住持が上堂する際にも、仏像や具足等と空間を分かち構造となっている。

現在の妙心寺仏殿は、機能的に専用の建物でありながら、仏龕部分が来迎柱から北側に張り出すように造られている。このことは、天文20年頃建立された可能性があり、建立時法堂と呼ばれ、仏殿と兼用であった前身建物の構成をそのまま踏襲している可能性が高い。^(注11)



第6図 相国寺法堂平面図



第7図 相国寺法堂断面図

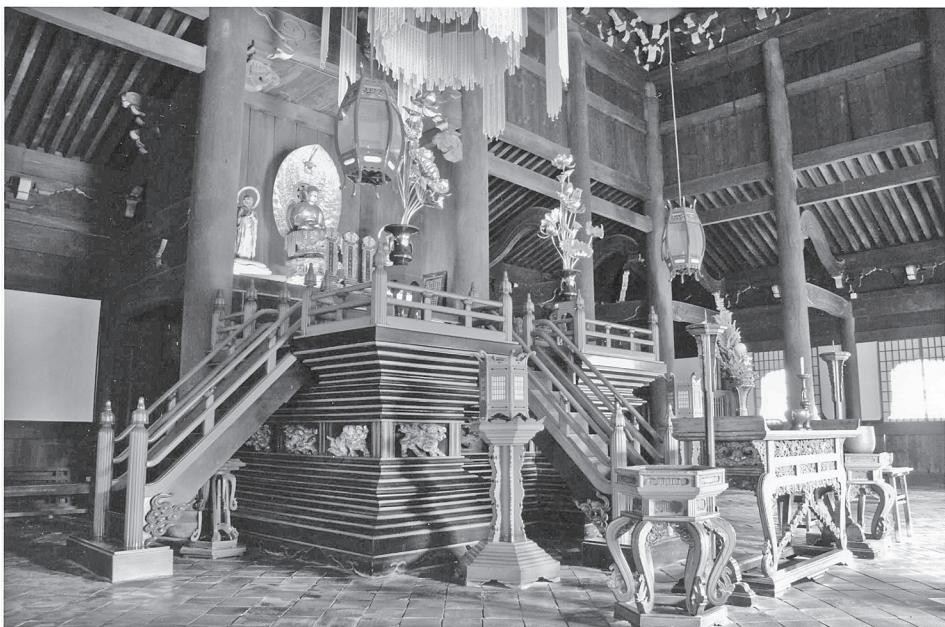
以上、仏殿の内部についても、外観・規模同様に、内部諸施設の配置や仏龕の構成もすべて前身建物の形式を継承している可能性が高い点を指摘した。

4. まとめ

これまで検討を加えてきたことから、以下の新知見を得ることができたと考える。第一にこれまで、前身建物は現在の仏殿より、1割ないし2割小さかったと考えられていたが、同時代に建立された他寺院の建物から身舎脇間とひさし間との比率の検討により、史料に記されている寸法が正しいことを確認した。これにより現在の仏殿の大きさは前身建物とほぼ同じであったことを明らかにした。第二に大きさだけでなく、外観の意匠、内部の配置に到るまで前身建物の構成を踏襲している可能性が高い点が挙げられる。特に来迎柱より北側に仏龕を設ける点は、前身建物が仏殿と法堂の両機能を備えた建物であったことの名残りをしめしていると考えられ、現存する相国寺法堂や建仁寺法堂と酷似した空間構成をもっていることにも触れた。

以上のことから、妙心寺の文政に再建された仏殿は、前身建物の大きさ、構成、配置等全体的に踏襲した建物であった可能性が高いことを指摘した。

(ひらい・としゆき = 京都府教育庁指導部文化財保護課)



第8図 建仁寺法堂の内部(仏龕が来迎柱筋より後方に設けられている)

- 注1 『重要文化財妙心寺仏殿修理工事報告書』（京都府教育委員会）昭和60年 第4章史料文献、第1節発見物銘文其の他及び第2節文献
- 注2 前身建物の建立年代は、これまで梁銘等から天正12年（1584）とされていたが、資料の検証からさらに遡り、天文20年頃（1550）建立された可能性も指摘されている。
永井規男「天正期の妙心寺法堂修造帳」（『建築史学』第九号）1987年
- 注3 注1の文献、第3章調査事項、第2節形式並びに技法調査、第12項古仏殿について
- 注4 注2に同じ
- 注5 注1の文献、第4章史料文献、第1節文献、第1項文献○記録文化3年4月16日の記P64
- 注6 「佛殿再建願武邊御聞濟之旨趣書」の中の日付「享和三年癸亥五月武邊江御願申上候」、「同年十月有形之通建直し御願・・・」、「享和四年甲子正月十五日・・・（中略）・・・願之通御許容之旨被仰渡候」は、別表の妙心寺仏殿造替年表と全く齟齬はない。ただし、妙心寺の当初の再建計画は『記録』の享和3年（1803）6月12日の条に、桁行を2間延ばし、梁間を3尺縮め、建て広めをしたいと記述されている。これにより桁行5間（推定52.25尺）、梁間4間（推定36尺）、一重もこし付（もこし間推定10.5尺）の、正面側が法堂と同じ7間の建物として計画されていたと考えられる。さらに、『記録』の享和4年（1804）1月15日の条には以下のように記述されている。
十五日 右ニ付龍泉文叔座元天授清拙座元兩執事西役所へ参向伴元亮目附方上田喜次郎同心
大田勇三郎奉行直ニ御對面妙心寺佛殿梁間延作事ノ願願ノ通り差シ免スト被_レ仰渡
則別席ニ於テ請書等致シ歸來委ハ別記
これによると、「妙心寺佛殿梁間延作事ノ願願ノ通り差シ免スト」とあり、梁間拡張を許可されたように見えるが、これは既存の3間梁規制（19尺5寸程）より広い梁間（妙心寺仏殿の現状身舎梁間35尺8寸）を容認すると解釈するべきである。
- 注7 関口欣也「中世禪宗様仏殿の斗栱－斗栱寸法計画と部材比例－」（日本建築学会論文報告集第129号）昭和41年。
- 注8 ふあんにんしよく 普庵印肅（1115－1169）中国の南宋の僧侶。種種の神通変化をもって、人天を利済したため、善徳を慕われるようになった。後に、その加護を願うようになり、禪林の仏殿の背後に印肅の像や位牌を祀るようになった。
- 注9 美濃の斎藤利国の夫人。永正6年（1509）利貞尼により仁和寺真乘院の敷地が妙心寺に寄進される。この土地は現在の中心伽藍域に当たり、本寺の発展に深く寄与したことから、位牌が安置され、礼拝されていた。
- 注10 相国寺法堂については、東底部分に位牌壇が設けられているが、これは明治以降の改造に掛かる部分であり、創建時のものではない。
『重要文化財相国寺本堂（法堂）・附玄閣廊修理工事報告書』（平成9年3月京都府教育委員会）
- 注11 妙心寺より先に、新たな法堂（寛永13年：1636）を建立し、仏殿との兼用を回避してきた大徳寺では、文明11年建立の法堂兼用の仏殿を寛文5年（1665）に再建している。この仏殿（重要文化財）は、両来迎柱間に来迎壁を設け、その前面須弥壇上に釈迦を祀り、北側もこし部分の東西に脇壇を配置する。仏殿機能に突出した構成となっている。

別表 妙心寺仏殿造替年表

年号	西暦	月	日	事項	出典			
享和	3年	4	26	仏殿再建に付き内縁掛り披露	記録			
			5	17 仏殿再建に付き総評を行う	記録			
			5	22 仏殿造替願を公儀へ提出	仏殿造替略記、記録			
			6	12 両奉行所の前検分あり、梁間を3尺縮め、桁行を2間広げたいとの願書提出	記録			
			9	5 西役所より立広めの儀は聞き届け難くと回答あり	記録			
		10	10 仏殿再建追願を公儀へ提出	記録				
文化	元年	1804	1	15 仏殿梁間延作事が許可される	記録			
			11	17 仏殿再建に付き、諸国末派に知らせる書付完成	記録			
			2年	1805	5	10 仏殿再建に付き、繪旨を頂戴すべきか協議	記録	
			3年	1806	4	3 繪旨が容易く頂戴できそうなので、再度協議	記録	
						16 繪旨申降の諸書付完成	記録	
						5	8 繪旨申降の奏聞状并目子を伝奏家へ持参	記録
						6	14 繪旨を頂戴できたので、お礼に行く	仏殿造替略記、記録
						11	3 繪旨を末派に触れる廻状につき総評	記録
			7年	1810	9	26 大年忌のため延引していたが、再開したいので各派と算策について協議	記録	
			8年	1811	閏2	19 仏殿造替のため、10ヵ年、年銀30貫目の節約を決める	記録	
			9年	1812	4		作事小屋取建、公儀へ届書を出す	仏殿造替略記
文政	2年	1819	10年	1813	8	3 文化8年の節約を年数は定めず年銀15貫目に改める	記録	
						11	11 仏殿造替手筈始式を山門にて行う	記録
					閏11	26	江戸御用材木屋天満屋の2000両分の櫓木買い付けに付き総評	記録
			11年	1814	3	10 仏殿桁形その外仕上げの木材を浴室に入れ置く	記録	
						6	26 常住闕乏につき、節約を銀5貫目とし、造営を長期間とする	記録
						9	17 仏殿造替を当分の間、中止を協議、決定する	記録
						11	17 来春より工事再開を決定する	記録
						12	3 木材加工も進んでいるので、職人は本年限りとする	記録
						11	9 等持院より古仏殿を拝請したいとの演舌書あり	記録
						1	16 木材・石材を買い付ける	仏殿造替略記、記録、銘札
						1	16 仏殿造替場所、総行馬を構える	仏殿造替略記
			2	6 等持院から古仏殿拝請中止を申し出る	記録			
				20	本尊及び諸像を法堂へ遷座	仏殿造替略記		
			8	17 古仏殿を寺町大雲院へ譲ることについて協議	記録			
			9	19 大雲院から仏殿移築につき二重屋根のため公儀不許可、破談	記録			
			10	11 古仏殿解体を始める	仏殿造替略記			
			11	28 古仏殿解体完了。素屋根、足代掛け始め	仏殿造替略記			
9年	1826	3	7	地築を始める (7日間)	仏殿造替略記			
			4	3 本柱の石築を始める	仏殿造替略記			
			6	10 本柱の石築完了	仏殿造替略記			
			8	22 建前足代棧橋等掛始める	仏殿造替略記			
			9	29 立柱	仏殿造替略記、記録			
10年	1827	3	12	仏殿造替瓦造を始める	瓦銘			
			6	10 屋根土居葺を始める	仏殿造替略記			
			閏6	21 瓦葺を始める	仏殿造替略記			
			9	5 素屋根、足代等取り払いを始める	記録			
			9	18 瓦葺き完了	仏殿造替略記			
			9	25 素屋根、足代等取り払いを完了	記録			
			11	16 総行馬取り払い開始	仏殿造替略記			
			11	18 総行馬取り払い完了	仏殿造替略記			
			11	23 仏殿上棟	仏殿造替略記、記録、棟札			
			12年	1829	9	10 仏殿内部造作、須彌壇、唐戸、敷瓦等完成	記録	
			13年	1830	4	2	仏殿本尊安置	記録
11	17 仏殿月壇石垣等まですべて完成	記録						